

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容	扶養義務者からの費用徴収	
根拠法令及び条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び同条第4項	
所 管 部 課 係 名	総合福祉部生活支援課自立支援係	
処 分 基 準	関 係 条 項	<ul style="list-style-type: none"> 1 生活保護法第77条 2 新座市福祉事務所長事務委任規則第4条第2項
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>処分基準は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定により生活保護法の例による。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和4年1月1日設定（令和 年 月 日最終変更）